

2005年11月30日掲載

2012年1月4日更新

## 二重投稿について

編集連絡会

最近、本会和・英論文誌において、二重投稿が発覚するケースが増えております。本会では、「投稿のしおり」において二重投稿を以下のように禁止しております。二重投稿は、論文誌全体の権威を傷つけ、信頼性を損なう行為であります。二重投稿が発覚した場合は、掲載後であっても発覚した場合は、罰則を科しますので(採録取消し、IEICE Transactions Onlineからの削除、編集業務にかかった費用の請求などの実例があります)、投稿の際にはくれぐれもご注意願います。

なお、論文を記述する言語が異なっても、内容が同一または極めて類似している場合は、二重投稿と見なします。

---

### 【投稿のしおりから抜粋】

#### 1.2.3 著作権の遵守

- (1) 他の著者による既発表の文献と同一内容または極めて類似した内容を投稿してはならない。他の著作物を、その著作権者に無断で転載してはならない。
- (2) 自らの著作物であっても、本会以外の組織が著作権を有していて、本会に著作権譲渡できないなど、著作権上問題がある場合は投稿してはならない。

#### 1.2.4 二重投稿の禁止

既発表または投稿中の文献と同一内容または極めて類似した内容を、同一著者もしくは少なくとも1名を含む著者により投稿してはならない。ただし、それらの文献すべてが、以下の1),2)の両方に該当し、かつ、(脚注や参考文献の形で)論文中で適切に引用されている場合は、例外として二重投稿にはあたらないものとする。

- (1) 該当文献が1.2.3 著作権の遵守に抵触していない
  - (2) 該当文献が以下のいずれかであること
    - (a) 特許公開/公告公報等
    - (b) 大学の学士論文・修士論文・博士論文・テクニカルレポート等
    - (c) 本会や他学会の大会・研究会・国際会議等の予稿集・プロシーディング等
    - (d) 企業の技報等
    - (e) 書籍、新聞記事等
    - (f) 公共性の高いプレプリントサーバ、著者個人のホームページ等
-

